

合志市黒石団地区自治会運営規則

(防護委員会・自主防災組織)

第1条 黒石団地区自治会規約(以後「規約」という)第1条第2項(2)地域の生活環境の改善及び向上、(3)地域の防火、防災に関する目的を達成するため、防護委員会を設ける。

2 防護委員会は委員長、副委員長、委員で構成する。

3 委員長は安全担当副区長、副委員長は各組長、委員は各班長が兼務する。

4 当自治会は自主防災組織と一体とし、防護委員会は、黒石団地区の自主防災活動をする場合、区長を本部長とし、第2条から第6条に規定する公民館主事、広報委員会、部(行事部・婦人部)、助成団体(必要時)、と協同して、役責・役割を分担し、計画的に実施する。

(公民館)

第2条 規約第1条(6)の集会施設等の管理運営に関して、公民館に公民館長、公民館主事を置く。

2 公民館長は区長が兼務する。

(広報委員会)

第3条 規約第1条第2項(1)の会員相互の連絡事務の目的に関して、広報委員会を設ける。

2 広報委員会は委員長、区長、副区長、会計長で構成する。

3 委員長あるいは区長が必要と認めたときは、役員会の承認を得て、委員を補充することができる。

(部活動)

第4条 規約第1条第2項(4)、(5)の目的に関して、婦人部並びに行事部を設け、別表1に定める部費を支給する。

2 婦人部、行事部には部長、副部長、及び部員を置く。部長は役員会の推薦により区長が委嘱し、副部長は部長の推薦により区長が委嘱する。部員は班毎に選出する。

(助成団体・自主防災顧問)

第5条 自治会会員により組織された自主活動団体が、規約第1条第2項(2)、(3)、(4)、(5)の目的に合致する活動を行う場合、規約の本旨、目的の範囲内において、助成金を支出することができる。助成対象は1年間の活動実績により、通常総会資料に団体名・責任者、活動内容を公示し、支出額を予算案に計上して総会の承認を得るものとする。助成金の使途に関する監査は会計長、または自治会監事が行なう。

2 規則第1条に規定する自主防災組織の運用にあたり、防災、消防に関する専門知識及び経験を有する個人に自主防災顧問を要請することができ、防災関係の行事では指揮、指導、助言を求めるものとする。

(消防団)

第6条 規約第1条第2項(3)防火、防災の目的に関して密接に関連する協力団体として、公設消防団が活動する。自治会は規約の本旨、目的を逸脱しない範囲において別表2に定める限度内で協力金を支出する。

(パトロールセンター)

第7条 自治会防犯活動のセンター機能として公民館にパトロールセンターを置く。センター長は防犯パトロール隊長が就任する。センター長はパトロールセンターの機能の充実を図り、年間計画及

び活動予算を策定し、防犯カメラの画像記録装置の操作を行う者（以下、操作者）を定めて、自治会役員会の審議、承認を得るものとする。

2 防犯カメラの運用は「ガイドライン」に従い、操作者の氏名は公表してはならない。

3 自治会役員、行事部員は、パトロールセンターの活動を、業務に支障がない範囲において支援するものとする。

（報酬等）

第8条 規約第9条の役員、副組長を除く役職、第4条の部長、副部長には別表4に定めた報酬等を支給する。

（慶弔金）

第9条 規約第27条第2項の慶弔金は次のとおりとする。

(1) 敬老の日に75歳以上の会員に慰労を行う。

(2) 成人の日に新成人者に祝福を行う。

(3) 会員が死亡した場合は弔慰金_____を供える。

(4) 新生児が誕生した世帯に_____の祝福を行う。

（施設負担金）

第10条 自治会に新規に加入した世帯は、施設負担金として持ち家_____、借家_____を納入する。一年以内に団地区内に再転入した場合は、重複して徴収しない。また住居区分が変更になった場合、納入合計は持ち家の額を超えない。

（会費）

第11条 規約第6条に定める会費は月額_____とする。

2 区長は、生活保護法に規定する世帯については会費を免除することができる。この場合、規約第6条に関しては会費を納入したものとみなす。

（公園等の管理）

第12条 団地区内の公園の清掃、除草、消毒、剪定については、原則として市からの補助金の範囲内で、これを実施する団体（組、班、助成団体、その他区長が認めたもの）に管理費を支給する。費用の算定は役員会の議決を得て別途定める。

（相談役の設置）

第13条 本自治会には区長が必要と認めた時は相談役を設置することができる。

（規則の改正）

第14条 この規則は役員会の議決を経て、総会の承認を得なければ変更することはできない。

別表1 規則第4条関係 部費

名称	金額〔年額〕
行事部	_____
婦人部	_____

別表2 （削除）

別表3 規則第6条関係 協力金

名称	金額〔年額〕
公設消防団	_____

別表 4 規則第 8 条関係 報酬等

職名	金額〔年額〕
区長（公民館長）	_____
総務担当副区長	_____
安全担当副区長	_____
行事担当副区長	_____
会計長	_____
組長	_____
公民館主事	_____
広報委員長	_____
班長	_____
部長	_____
副部長	_____
監事	_____

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 15 日から施行する。
（旧規則の廃止）
- 2 平成 29 年 4 月 23 日改正の旧規則は、廃止する。

注：このHP開示文書では一部非表示としています。